

公開版

平成26年度 教育委員会 第24回定例会 議案

1 日 時 平成27年3月16日（月）午前10時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第60号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 … 1

第61号議案 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則… 12

第62号議案 静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則… 19

第63号議案 静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正 … 22

第64号議案 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正 … 25

第65号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正 … 28

第66号議案 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則 … 33

第67号議案 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部
を改正する規則 … 36

第68号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則… 42

<非>第69号議案 平成27年度再任用教職員の決定 … 非

<非>第70号議案 平成26年度末教職員人事異動 … 非

<非>第71号議案 教科用図書選定審議会委員の任命 … 非

<非>第72号議案 静岡県文化財保護審議会臨時委員の任命 … 非

<非>第73号議案 平成26年度永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第 60 号議案

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係規則の整備に関する規則**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

＜第60号議案 概要＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、従前の教育長と教育委員長を一本化した新「教育長」が設置されること等に伴い、関係する規則の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 改正する規則

- 第1条 静岡県教育委員会会議規則
- 第2条 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
- 第3条 静岡県教育委員会公告式規則
- 第4条 静岡県教育委員会傍聴人規則
- 第5条 静岡県出土文化財の管理等に関する規則

(2) 改正の概要

- ア 「教育委員長」を「教育長」へ改める。
- イ 議事録の作成及び公開に関する規定を追加する。
- ウ 教育長の職務の執行状況の報告に関する規定を追加する。
- エ 引用条項を改める。
- オ その他所要の改正を行う。

2 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子

静岡県教育委員会規則第号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(静岡県教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 静岡県教育委員会会議規則（昭和31年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 委員長及び委員長職務代理者の選任方法等（第1条—第2条の2）</p> <p>第2章 （略）</p> <p>第3章 会議録（第17条—第21条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 委員長及び委員長職務代理者の選任方法等</p> <p>第1条 委員長の選挙を投票により行うときは、無記名投票によるものとし、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者について、再投票を行う。</p> <p>第2条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を行う委員（以下「委員長職務代理者」という。）の選任は、選挙によるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、委員長職務代理者の選挙について、これを準用する。</p> <p>第2条の2 委員長及び委員長職務代理者に事故がある場合、又は委員長及び委員長職務代理者が欠けた場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第4項の規定に基づき委員長及び委員長職務代理者以外の委員が委員長の職</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 （略）</p> <p>第3章 議事録（第17条—第21条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 教育委員会の会議（以下「会議」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 削除</p>

務を行うときにおける当該職務を行う者を、委員長はあらかじめ2名以上定めるものとする。

第2章 会議

第3条 教育委員会の会議（以下「会議」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

第4条（略）

- 2 定例会は、月2回開催するものとする。
- 3 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があつたときに招集する。

第5条（略）

- 2 会議の招集を行つた場合には、委員長は、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第6条（略）

- 2 委員は招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに委員長に届け出なければならない。

第7条 開会及び閉会は委員長が行う。

第9条（略）

- 2 動議が提出されたときは、委員長は、会議にはかつて、これを議題としなければならない。

第10条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、委員長の許可を得て、発言しなければならない。

- 2 2人以上が発言を求めたときは、委員長は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

第12条 委員長において論旨が尽きたと認めた

第2章 会議

第3条 削除

第4条（略）

- 2 定例会は、月1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会は、教育長が必要であると認めるとき又は法第14条第2項の規定に基づき、2人以上の委員から書面で会議の招集の請求があつたときに招集する。

第5条（略）

- 2 会議の招集を行つた場合には、教育長は、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第6条（略）

- 2 委員は招集に応ずことができないときは、その事由を具して会議開会前までに教育長に届け出なければならない。

第7条 開会及び閉会は教育長が行う。

第9条（略）

- 2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮つて、これを議題としなければならない。

第10条 動議を提出し、又は討論しようとする者は、教育長の許可を得て、発言しなければならない。

- 2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

第12条 教育長は、論旨が尽きたと認めたとき

ときは、会議にはかつて、採決しなければならない。

第13条 委員長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 委員長が必要と認めたとき、又は出席委員の要求があつたときは、委員長は、会議にはかつて、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

第14条 修正の動議は原案にさきだつて可否を決する。

2・3 (略)

第15条 会議を非公開とする議決があつたときは、委員長は、傍聴人及び委員長が指定する者以外の者を退場させなければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

第16条 この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

第3章 会議録

第17条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

第18条 会議録に署名すべき委員は2人とし、会議の始めに委員長が会議にはかつて定める。

第19条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) (略)

(2) 出席委員の氏名

(3) (略)

(4) 議題及び議事の大要

(5) (略)

(6) その他委員長又は会議において必要と認

は、会議に諮つて、採決しなければならない。

第13条 教育長は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長が必要と認めたとき又は出席委員の要求があつたときは、教育長は、会議に諮つて、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。

第14条 修正の動議は原案に先立つて可否を決する。

2・3 (略)

第15条 法第14条第7項の規定により、会議を非公開とする議決があつたときは、教育長は、傍聴人及び教育長が指定する者以外の者を退場させなければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第16条 この章に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が会議に諮つて定める。

第3章 議事録

第17条 教育長は、会議の終了後、遅滞なく、法第14条第9項の規定による議事録を作成しなければならない。

第18条 議事録には、教育長及び会議の始めに教育長が指名した委員1人が署名しなければならない。

第19条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) (略)

(2) 出席者 の氏名

(3) (略)

(4) 議題及び議事の内容

(5) (略)

(6) その他教育長又は会議において必要と認

めた事項

第20条 会議録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、委員長はこれを会議にはかつて決定する。

めた事項

第20条 議事録に記載した事項に関して、委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議に諮つて決定する。

第20条の2 教育長は、議事録を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用する方法その他の方法により、これを公表するものとする。

2 前項の規定に関わらず、法第14条第7項の規定により非公開とした会議の議事録は、公表しない。ただし、会議を非公開とした理由が消滅した場合には、前項の規定を準用して公表する事ができる。

第21条 この章に定めるもののほか、会議録について必要な事項は、委員長が会議にはかつて定める。

第21条 この章に定めるもののほか、議事録について必要な事項は、教育長が会議に諮つて定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正）

第2条 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成26年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、教育長に対して委任する事務等について定めることを目的とする。</p> <p>（教育長への委任）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任す</p>	(目的) <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第25条第1項</u>の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、教育長に対して委任する事務等について定めることを目的とする。</p> <p>（教育長への委任）</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を<u>教育長（教育長</u></p>

る。

(1)～(4) (略)

(5) 法第27条の規定に基づく点検及び評価に
関すること。

(6)～(Ⅲ) (略)

2 (略)

(臨時代理)

第3条 教育委員会は、第2条第1項に掲げる事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、非常災害その他やむを得ない事情により教育委員会の開催が不可能であると教育委員長（法第12条第4項に規定する委員長の職務を行う委員を含む。）が認めるときは、当該事務について教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(教育長の専決)

第4条 (略)

2 (略)

3 教育委員会は、第1項の規定により教育長が専決した事項（前項の規定により教育長が事務局職員に専決又は代決させた事項を含む。以下同じ。）のうち、次に掲げるものについては、教育長をして教育委員会に報告させるものとする。

(1) 第1項第1号に掲げるもの

(2) 第1項第3号に掲げるもののうち、静岡県文化財保護条例（昭和43年静岡県条例第25号）に規定する文化財の指定に関すること

(3) 前2号に掲げるもののほか、重要である

に事故があり、又は欠けた場合において、法第13条第2項の規定により教育長の職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）を含む。以下同じ。）に委任する。

(1)～(4) (略)

(5) 法第26条の規定に基づく点検及び評価に
関すること。

(6)～(Ⅲ) (略)

2 (略)

(臨時代理)

第3条 教育長は、前条に掲げる事務について、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、非常災害その他やむを得ない事情により教育委員会の開催が不可能であると認めるとときは、当該事務について臨時に代理することができる。

(教育長の専決)

第4条 (略)

2 (略)

と教育委員会が別に指定するもの

4 前項に掲げるもののほか、第1項の規定により教育長が専決した事項のうち、教育長が重要であると認めるものについては、教育委員会に報告しなければならない。

(教育長職務代理者が不在のときの代決)

第5条 教育長職務代理者が不在のときは、あらかじめ教育長職務代理者が認めるところによりその事務を教育次長が代決する。

(委任された事務又は専決した事務の報告等)

第6条 教育長は、第2条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、法第25条第3項の規定に基づき、年度中に1回以上、その概要をまとめて教育委員会の会議に、報告しなければならない。ただし、教育委員会が重要なものとして別に指定するものについては、直ちに報告しなければならない。

2 教育長は、第3条の規定により臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について、法第25条第3項の規定に基づき、次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 教育長は、第4条の規定により専決した事項（同条第2項の規定により教育長が事務局職員に専決又は代決させた事項を含む。）のうち、次に掲げるものについては、速やかに教育委員会の会議に報告しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号に掲げるもの
- (2) 第4条第1項第3号に掲げるもののうち、静岡県文化財保護条例（昭和43年静岡県条例第25号）に規定する文化財の指定及び指定の解除に関するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重要なもの

として教育委員会が別に指定するもの

4 第1項及び前項の報告のうち、簡易なものについては、内容を説明した書面の配布をもって報告とすることができる。

5 教育次長は、前条の規定により代決した事項について、特に必要と認めた事項については、速やかに教育長職務代理者の後聞を受けなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県教育委員会公告式規則の一部改正)

第3条 静岡県教育委員会公告式規則（昭和35年静岡県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 <u>14条第2項</u> の規定に基づき、静岡県教育委員会規則（以下「規則」という。）その他静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規程で、公表を要するものの公布に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 <u>15条第2項</u> の規定に基づき、静岡県教育委員会規則（以下「規則」という。）その他静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める規程で、公表を要するものの公布に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
(規則の公布) 第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文に年月日を記入して、その末尾に <u>委員長</u> が署名しなければならない。	(規則の公布) 第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文に年月日を記入して、その末尾に <u>教育長</u> が署名しなければならない。
2 (略)	2 (略)
(規程の公表) 第3条 規則を除くほか、教育委員会が定める規程を公表しようとするときは、制定若しくは公表の旨の前文、年月日及び <u>委員長名又は教育長名</u> を記入して、 <u>委員長印又は教育長印</u> を押さなければならない。	(規程の公表) 第3条 規則を除くほか、教育委員会が定める規程を公表しようとするときは、制定若しくは公表の旨の前文、年月日及び <u>教育長名</u> を記入して、 <u>教育長印</u> を押さなければならない。
2 (略)	2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第4条 静岡県教育委員会傍聴人規則（昭和56年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正す

る。

改正前	改正後
(傍聴人の定員) 第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、 <u>委員長</u> は、必要があると認めるときは、会議開催の場所その他の事情を考慮して、その人員を増やすことができる。	(傍聴人の定員) 第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、 <u>教育長</u> は、必要があると認めるときは、会議開催の場所その他の事情を考慮して、その人員を増やすことができる。
(傍聴人の守るべき事項) 第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(4) (略)	(傍聴人の守るべき事項) 第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。 (1)～(4) (略) <u>(5) 教育長の許可なく傍聴席以外の部分に立ち入らないこと。</u>
(5) (略) (違反に対する措置) 第6条 傍聴人がこの規則に違反したときは、 <u>委員長</u> はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。 (傍聴の禁止) 第7条 傍聴席が騒がしいときは、 <u>委員長</u> は、すべての傍聴人を退場させることができる。	(5) (略) (違反に対する措置) 第6条 傍聴人がこの規則に違反したときは、 <u>教育長</u> はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。 (傍聴の禁止) 第7条 傍聴席が騒がしいときは、 <u>教育長</u> は、すべての傍聴人を退場させることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県出土文化財の管理等に関する規則の一部改正)

第5条 静岡県出土文化財の管理等に関する規則（平成23年静岡県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 (略) （略） 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第18条</u> に規定する教育委員会事務局 （略）	別表 (略) （略） 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第17条</u> に規定する教育委員会事務局 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第5条の規定により、知事が新教育長の職務を行う者を指名した場合における第2条の規定による改正後の静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（以下「改正後の委任等規則」という。）第2条の適用については、同条中「教育長に事故があり、又は欠けた場合において、法第13条第2項の規定により教育長の職務を行う委員（以下「教育長職務代理者」という。）を含む」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第5条の規定により新教育長の職務を行う委員（以下「附則第5条の規定による教育長職務代理者」という。）を含む」と、改正後の委任等規則第5条及び第6条第5項の適用については、改正後の委任等規則第5条及び第6条第5項中「教育長職務代理者」とあるのは、「附則第5条の規定による教育長職務代理者」とする。

第 61 号議案

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

<第 61 号議案 概要>

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

平成 27 年度教育委員会事務局組織改編等に伴い関係条文の整備を図る。

2 改正の内容

- (1) 事務局参事を理事に改めることに伴う所要の改正を行う。(第 10 条・第 16 条関係)
- (2) 本庁各課及び教育事務所の所掌事務について所要の改正を行う。(第 4 条・第 37 条関係)
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴い、引用条項を改める改正を行う。(第 2 条・第 4 条関係)
- (4) その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月日

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子

静岡県教育委員会規則第号

静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。） <u>第18条第1項</u> の規定に基づき設けられた事務局で、次号から第4号までに規定する本庁、教育事務所及び埋蔵文化財センターを総称する。	(1) 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。） <u>第17条第1項</u> の規定に基づき設けられた事務局で、次号から第4号までに規定する本庁、教育事務所及び埋蔵文化財センターを総称する。
(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)
(所掌事務)	(所掌事務)
第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。	第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。
教育総務課	教育総務課
(略)	(略)
教育政策課	教育政策課
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) <u>生涯学習推進本部に関すること。</u>	(4) (略)
(5) (略)	(5) <u>法第27条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</u>
(6) <u>法第27条に基づく教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。</u>	(6)～(9) (略)
(7)～(10) (略)	
財務課	財務課
(略)	(略)
福利課	福利課

(略)	(略)
義務教育課	義務教育課
(略)	(略)
高校教育課	高校教育課
(略)	(略)
特別支援教育課	特別支援教育課
(1)～(13) (略)	(1)～(13) (略)
(14) 特別支援学校の <u>児童生徒</u> の就学奨励援助に関すること。	(14) 特別支援学校の <u>児童生徒</u> の就学奨励援助に関すること。
(15)～(17) (略)	(15)～(17) (略)
社会教育課	社会教育課
(略)	(略)
文化財保護課	文化財保護課
(1) <u>伝統的・歴史的文化振興施策の企画調整</u> 及び推進に関すること。	(1) <u>文化財保護施策の企画立案及び推進</u> に関すること。
(2)～(9) (略)	(2)～(9) (略)
(10) 美術館に係る学術的な調査研究に関すること。	(10) <u>県立美術館</u> に係る学術的な調査研究に関すること。
(11) (略)	(11) (略)
スポーツ振興課	スポーツ振興課
(略)	(略)
第10条 事務局に必要に応じて <u>事務局参事</u> を置く。	第10条 事務局に必要に応じて <u>理事</u> を置く。
2 事務局参事は、上司の命を受けて、教育行政事務に関する特定の重要な事項を処理する。	2 理事は、上司の命を受けて、教育行政事務に関する特定の重要な事項を処理する。
第16条 本庁の必要と認める課に <u>課参事を</u> 置く。	第16条 本庁の必要と認める課に <u>参事を</u> 置く。
2 課参事は、上司の命を受けて、特定の重要な事項を処理する。	2 参事は、上司の命を受けて、特定の重要な事項を処理する。
(職及び職務)	(職及び職務)
第29条 教育次長、教育監、 <u>事務局参事</u> 、課長、事務統括監、人事監、室長、 <u>課参事</u> 、課長補佐、班長、専門監、局付主幹、総括主幹、主席人事管理主事、主席管理主事、人事管理主事、主幹、管理主事、総務主査、経理主査、局付主査、主査、学校保健技師及び課	第29条 教育次長、教育監、 <u>理事</u> 、課長、事務統括監、人事監、室長、 <u>参事</u> 、課長補佐、班長、専門監、局付主幹、総括主幹、主席人事管理主事、主席管理主事、人事管理主事、主幹、管理主事、総務主査、経理主査、局付主査、主査、学校保健技師及び課付は、事務職

付は、事務職員又は技術職員の中から命ずる。

2～4 (略)

(分掌事務)

第37条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本庁の教育総務課及び義務教育課の所掌に属するものを除く。

総務課

(1)～(6) (略)

(7) 小学校及び中学校の補助金に関すること。

(8)～(12) (略)

地域支援課

(略)

(附属機関)

第72条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事務及び主管課は、次のとおりである。

附属機関		
名称	担任事務	主管課
(略)		
静岡県 産業教育審議会	産業教育振興法（昭和26年法律第228号） 第12条の規定による 産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高校教育課

員又は技術職員の中から命ずる。

2～4 (略)

(分掌事務)

第37条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、本庁の教育総務課及び義務教育課の所掌に属するものを除く。

総務課

(1)～(6) (略)

(7) 幼稚園、小学校及び中学校の補助金に関すること。

(8)～(12) (略)

地域支援課

(略)

(附属機関)

第72条 教育委員会の所管に属する附属機関の名称、担任事務及び主管課は、次のとおりである。

附属機関		
名称	担任事務	主管課
(略)		
静岡県 教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条の規定による教科用図書の採択に関する事務について、採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項等を調査審議し、必要事項については県教育委員会に対する建議	義務教育課

			<u>に関する事務</u>	
静岡県 <u>いじめ</u> 問題対 策連絡 協議会	<u>いじめ防止対策推進法</u> （平成25年法律第71号）第14条第1項の規定によるいじめの防止等に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関する事務	静岡県 産業教 育審議 会	<u>産業教育振興法</u> （昭和26年法律第228号）第12条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高校教 育課
静岡県 <u>いじめ</u> 問題対 策本部	<u>いじめ防止対策推進法</u> 第14条第3項の規定による教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査研究等に関する事務	静岡県 いじめ 問題対 策連絡 協議会	<u>いじめ防止対策推進法</u> （平成25年法律第71号）第14条第1項の規定によるいじめの防止等に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する建議に関する事務	
静岡県 教科用 図書選 定審議 会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第9条の規定による教科用図書の採択に関する事務について、採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要な事項等を調査審議し、必要事項については県教育委員会に対する建議に関する事務	静岡県 いじめ 問題対 策本部	<u>いじめ防止対策推進法</u> 第14条第3項の規定による教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査研究等に関する事務	
(略)		(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第 62 号議案

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

<第 62 号議案 概要>

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

- ・ 教育総合ネットワークシステムに文書管理データベースを導入することに伴う所要の改正を行った。

2 改正の内容

- ・ 文書管理データベースに教育総合ネットワークシステムを利用することを追加規定した。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

静岡県教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

静岡県教育委員会委員長 溝口紀子

静岡県教育委員会規則第号

静岡県教育委員会文書管理規則（平成13年静岡県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 文書管理データベース 「しづおかデジタル・オフィス」ネットワークを利用して文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書等の管理に関する事務の処理を行うシステムで法務文書課長が管理するものという。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 文書管理データベース 「しづおかデジタル・オフィス」ネットワーク又は「<u>教育総合ネットワークシステム</u>」を利用して文書等の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他の文書等の管理に関する事務の処理を行うシステムで<u>法務文書課長又は教育総務課長</u>が管理するものをいう。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第 63 号議案

静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正

静岡県教育委員会事務局処務規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

＜第 63 号議案 概要＞

静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正

1 改正の理由及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長が特別職となることから、服務の宣誓に関する規定について教育長を対象外とする改正を行う。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務局処務規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月 日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
新たに職員と なった者	上級の公務員	新たに職員と なった者	上級の公務員
教育長、教育 次長及び教育 監	(略)	教育次長及び 教育監	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。

第 64 号議案

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

<第 64 号議案 概要>

静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正

1 改正の理由及び内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育長職務代行者が廃止されるため、所要の改正を行う。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会事務決裁規程（昭和43年静岡県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月 日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

改正前	改正後
<p><u>(教育長の職務代行)</u></p> <p><u>第3条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u>（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定による教育長の職務代行者は、教育次長（教育次長が2人以上あるときは、教育長があらかじめ指定する教育次長。以下第5条及び第6条において同じ。）とする。</p>	第3条 削除

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（その1）中「課長及び参事」を「理事及び課長」に改める。

附 則

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。

第 65 号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

＜第 65 号議案 概要＞

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

1 改正の理由

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正を行った。
- ・ 平成 27 年度浜松湖北高等学校、吉田特別支援学校及び掛川特別支援学校の開校に伴う所要の改正を行った。
- ・ 教育総合ネットワークシステムに文書管理データベースが導入されることに伴う所要の改正を行った。

2 改正の内容

- ・ 教育委員長と教育長を一本化したことにともなう所要の改正を行った。
(第 12 条、第 23 条、別表第 2)
- ・ 別表第 1 に新設される所属における「課名等の頭字」を規定した。
- ・ 文書管理データベースの管理に必要な事項の定めに教育総務課長を規定した。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
埋蔵文化財センター
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月 日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

改正前	改正後
(文書等の送達の方法)	(文書等の送達の方法)
第12条 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、 <u>教育委員会委員長名</u> 、教育委員会名、教育長名、教育機関等の長名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、本庁の課（室）にあっては課（室）長名又は課（室）名を、教育機関等にあっては教育機関等名を用いることができる。	第12条 文書等の発信者名は、文書等の性質及び内容により、教育委員会名、教育長名、教育機関等の長名を用いる。ただし、軽易なもの又は内部的なものは、本庁の課（室）にあっては課（室）長名又は課（室）名を、教育機関等にあっては教育機関等名を用いることができる。
2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第2号から第7号までに掲げる文書等については、すべて <u>教育委員会委員長名</u> 又は <u>教育委員会名</u> を用いるものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第12条</u> の規定により、職務代理が行われる場合は、当該職務代理者名を用いるものとする。	2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第2号から第7号までに掲げる文書等については、すべて <u>教育長名</u> 又は <u>教育委員会名</u> を用いるものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） <u>第13条第2項</u> の規定により、職務代理が行われる場合は、当該職務代理者名を用いるものとする。
(公印の廃棄)	(公印の廃棄)
第23条 公印看守者は、改刻し、又は廃止したため不用となった公印を、次の各号に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に定める期間保存し、かつ、当該機関を経過したものは、速やかに廃棄の手続きをとるとともに、その旨を教育総務課長に届け出なければならない。	第24条 公印看守者は、改刻し、又は廃止したため不用となった公印を、次の各号に掲げる公印の区分に応じ、当該各号に定める期間保存し、かつ、当該機関を経過したものは、速やかに廃棄の手続きをとるとともに、その旨を教育総務課長に届け出なければならない。
(i) 委員会印、 <u>委員長印</u> 、 <u>委員長職務代理者印</u> 、 <u>教育長印</u> 及び <u>教育長職務代行者印</u> 3	(i) 委員会印、 <u>教育長印</u> 及び <u>教育長職務代理者印</u> 3年

年																																																																											
(2) (略)			(2) (略)																																																																								
(電磁的記録の管理方法)			(電磁的記録の管理方法)																																																																								
第71条 管理規則第15条の電磁的記録の管理の方法は、次によるものとする。																																																																											
(1)～(3) (略)																																																																											
(4) 管理データベースに保存されている公文書ファイルの管理その他当該管理データベースの管理に必要な事項は、法務文書課長が別に定める。																																																																											
別表第1 (略)																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>番号</th><th>課名等</th><th>課名等 の頭字</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="8">高等学 校</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>94</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>95</td><td>静岡県立引佐高等学校</td><td>引高</td></tr> <tr> <td>96</td><td>静岡県立気賀高等学校</td><td>気高</td></tr> <tr> <td>97</td><td>静岡県立三ヶ日高等学校</td><td>三日高</td></tr> <tr> <td>98</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>107</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>				種別	番号	課名等	課名等 の頭字	(略)				高等学 校	(略)	(略)	(略)	94	(略)	(略)	95	静岡県立引佐高等学校	引高	96	静岡県立気賀高等学校	気高	97	静岡県立三ヶ日高等学校	三日高	98	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	107	(略)	(略)																																							
種別	番号	課名等	課名等 の頭字																																																																								
(略)																																																																											
高等学 校	(略)	(略)	(略)																																																																								
	94	(略)	(略)																																																																								
	95	静岡県立引佐高等学校	引高																																																																								
	96	静岡県立気賀高等学校	気高																																																																								
	97	静岡県立三ヶ日高等学校	三日高																																																																								
	98	(略)	(略)																																																																								
	(略)	(略)	(略)																																																																								
	107	(略)	(略)																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>番号</th><th>課名等</th><th>課名等 の頭字</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="8">高等学 校</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>94</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>95</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>96</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>97</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>98</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>107</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="4">108 静岡県立浜松湖北高等学校 浜湖北高</td></tr> </tbody> </table>				種別	番号	課名等	課名等 の頭字	(略)				高等学 校	(略)	(略)	(略)	94	(略)	(略)	95	(略)	(略)	96	(略)	(略)	97	(略)	(略)	98	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	107	(略)	(略)	108 静岡県立浜松湖北高等学校 浜湖北高																																						
種別	番号	課名等	課名等 の頭字																																																																								
(略)																																																																											
高等学 校	(略)	(略)	(略)																																																																								
	94	(略)	(略)																																																																								
	95	(略)	(略)																																																																								
	96	(略)	(略)																																																																								
	97	(略)	(略)																																																																								
	98	(略)	(略)																																																																								
	(略)	(略)	(略)																																																																								
	107	(略)	(略)																																																																								
108 静岡県立浜松湖北高等学校 浜湖北高																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>番号</th><th>課名等</th><th>課名等 の頭字</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">特別支 援学校</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>21</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>番号</th><th>課名等</th><th>課名等 の頭字</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">特別支 援学校</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>21</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>22</td><td>静岡県立吉田特別支援学校</td><td>吉特</td></tr> <tr> <td colspan="4">23 静岡県立掛川特別支援学校 掛特</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="4">別表第2 (略)</td></tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>寸法 (ミ リメート</th><th>用途</th><th>看守者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>寸法 (ミ リメート</th><th>用途</th><th>看守者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody></table>	種別	番号	課名等	課名等 の頭字	(略)				特別支 援学校	(略)	(略)	(略)	21	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>番号</th><th>課名等</th><th>課名等 の頭字</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">特別支 援学校</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>21</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>22</td><td>静岡県立吉田特別支援学校</td><td>吉特</td></tr> <tr> <td colspan="4">23 静岡県立掛川特別支援学校 掛特</td></tr> </tbody> </table>				種別	番号	課名等	課名等 の頭字	(略)				特別支 援学校	(略)	(略)	(略)	21	(略)	(略)	22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特	23 静岡県立掛川特別支援学校 掛特				別表第2 (略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>寸法 (ミ リメート</th><th>用途</th><th>看守者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> </tbody> </table>				種類	寸法 (ミ リメート	用途	看守者	(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>寸法 (ミ リメート</th><th>用途</th><th>看守者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> </tbody> </table>				種類	寸法 (ミ リメート	用途	看守者	(略)									
種別	番号	課名等	課名等 の頭字																																																																								
(略)																																																																											
特別支 援学校	(略)	(略)	(略)																																																																								
	21	(略)	(略)																																																																								
	(略)	(略)	(略)																																																																								
	(略)	(略)	(略)																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>番号</th><th>課名等</th><th>課名等 の頭字</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">特別支 援学校</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>21</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>22</td><td>静岡県立吉田特別支援学校</td><td>吉特</td></tr> <tr> <td colspan="4">23 静岡県立掛川特別支援学校 掛特</td></tr> </tbody> </table>				種別	番号	課名等	課名等 の頭字	(略)				特別支 援学校	(略)	(略)	(略)	21	(略)	(略)	22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特	23 静岡県立掛川特別支援学校 掛特																																																					
種別	番号	課名等	課名等 の頭字																																																																								
(略)																																																																											
特別支 援学校	(略)	(略)	(略)																																																																								
	21	(略)	(略)																																																																								
	22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特																																																																								
23 静岡県立掛川特別支援学校 掛特																																																																											
別表第2 (略)																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>寸法 (ミ リメート</th><th>用途</th><th>看守者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> </tbody> </table>				種類	寸法 (ミ リメート	用途	看守者	(略)																																																																			
種類	寸法 (ミ リメート	用途	看守者																																																																								
(略)																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>寸法 (ミ リメート</th><th>用途</th><th>看守者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td></tr> </tbody> </table>				種類	寸法 (ミ リメート	用途	看守者	(略)																																																																			
種類	寸法 (ミ リメート	用途	看守者																																																																								
(略)																																																																											

	ル)		
(略)			
委員長印	方23	一般文 書事務 用	教育総務 課長
委員長職務代 理者	〃	〃	〃
教育長印	〃	〃	〃
教育長執務代 行者印	(略)	(略)	(略)
(略)			
	ル)		
(略)			
教育長印	方23	一般文 書事務 用	教育総務 課長
教育長執務代 理者印	(略)	(略)	(略)
(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。

第 66 号議案

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

〈第 66 号議案 概要〉

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定

1 改正の理由

浜松市議会による浜松市立小学校及び中学校条例の一部改正に伴い、廃止となるへき地指定学校があるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

浜松市の小学校の廃止に伴い、該当するへき地指定学校を別表第 1 から削る。

浜松市立熊切小学校 (別表第 1 区分／2 級地)

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則

静岡県へき地手当支給規則（昭和45年静岡県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1				別表第1			
	所在地	学校・共 同調理場 名	級別区 分		所在地	学校・共 同調理場 名	級別区 分
小 学 校	(略)			小 学 校	(略)		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	静岡市葵区黒俣 2741の16	(略)			静岡市葵区黒俣 2741の16	(略)	
	<u>浜松市天竜区春野</u>	<u>熊切小学校</u>					
	<u>町石打松下211の 1</u>						
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第 67 号議案

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

<第 67 号議案 概要>

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部改正

1 改正の理由

総合教育センター内の組織改編に伴い、現行の静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則（静岡県教育委員会規則第4号）の一部を改正する。

2 改正の内容

総合支援課高校Ⅰ班と高校Ⅱ班を統合し高校班とする。（第2条関係）

総合支援課の分掌事務に幼稚園、保育所、小学校等の連携推進、情報発信、調査及び研究に関する事務を加える。（第3条関係）

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(内部組織)	(内部組織)												
第2条 センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる室及び班を置く。	第2条 センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる室及び班を置く。												
<table border="1"><thead><tr><th>課 名</th><th>室及び班名</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>総合支援課</td><td>小中学校班 高校Ⅰ班 高校Ⅱ班</td></tr></tbody></table>	課 名	室及び班名	(略)		総合支援課	小中学校班 高校Ⅰ班 高校Ⅱ班	<table border="1"><thead><tr><th>課 名</th><th>室及び班名</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>総合支援課</td><td>小中学校班 高校班</td></tr></tbody></table>	課 名	室及び班名	(略)		総合支援課	小中学校班 高校班
課 名	室及び班名												
(略)													
総合支援課	小中学校班 高校Ⅰ班 高校Ⅱ班												
課 名	室及び班名												
(略)													
総合支援課	小中学校班 高校班												
(分掌事務)	(分掌事務)												
第3条 前条に規定する課の分掌事務は次のとおりとする。ただし、静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）第2条第2号に規定する本庁及び同条第3号に規定する教育事務所の所掌に属するものを除く。	第3条 前条に規定する課の分掌事務は次のとおりとする。ただし、静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）第2条第2号に規定する本庁及び同条第3号に規定する教育事務所の所掌に属するものを除く。												
総務企画課	総務企画課												
(略)	(略)												
専門支援課	専門支援課												
(略)	(略)												
総合支援課	総合支援課												
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)												
(3) (略)	(3) (略)												
	(4) 幼稚園、保育所、小学校等の連携推進に 関すること。												
	(5) 幼児教育関連の情報発信、調査及び研究 に関すること。												

<u>(4)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(5)・(6)</u> (略)	<u>(7)・(8)</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

参考

平成 27 年 3 月 16 日

(件名)

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の改正（案）

（教育政策課）

1 改正の概要

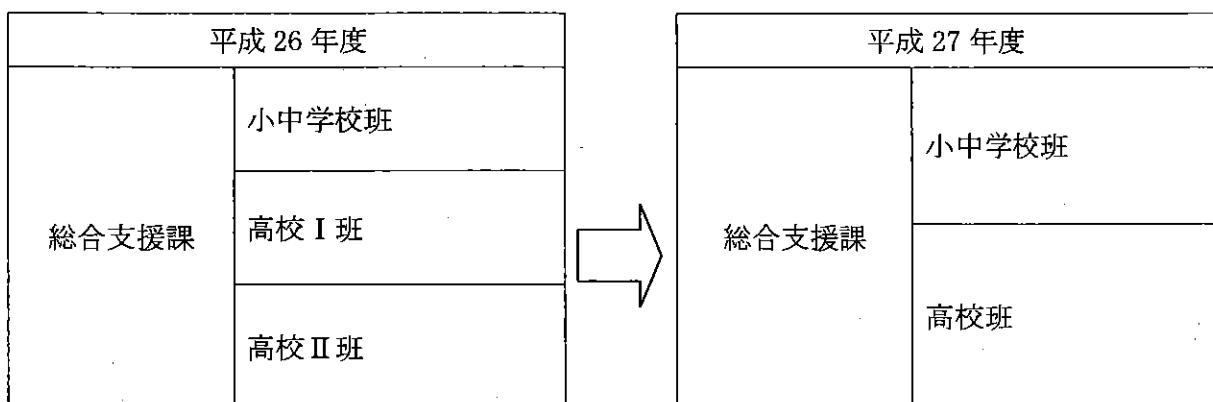
総合教育センター内の組織改編に伴い、現行の静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則（静岡県教育委員会規則第4号）の一部を改正する。

公布については、改正規則を3月16日（月）の教育委員会定例会へ提案し、議決を経て3月末の県公報で公布する予定である。

2 改正案の主な内容

○ センター組織の改編（第2条）

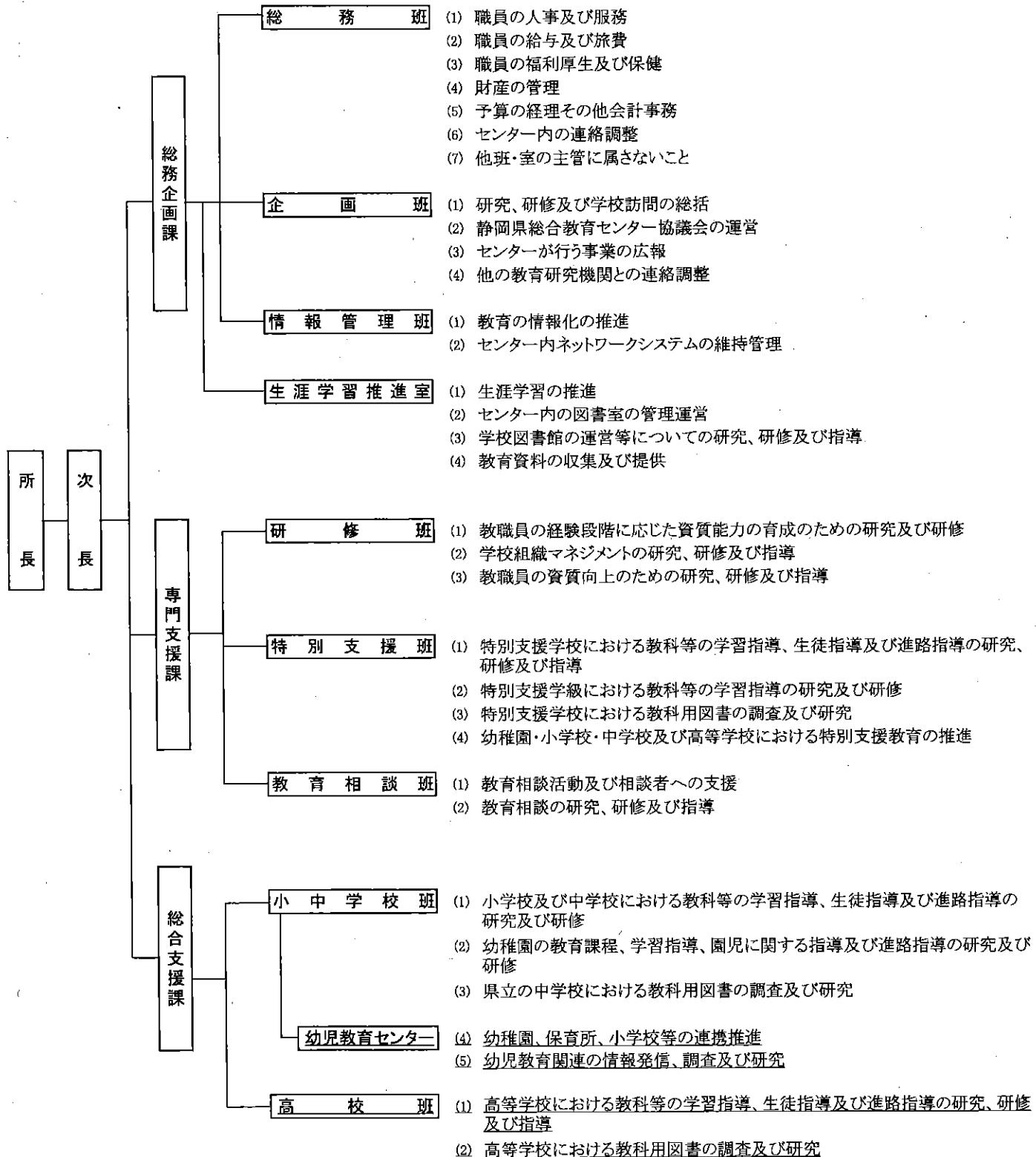
総合支援課高校Ⅰ班と高校Ⅱ班を統合し高校班とする。



○ 分掌事務の追加（第3条関係）

総合支援課の分掌事務に幼稚園、保育所、小学校等の連携推進、情報発信、調査及び研究に関する事務を加える。

静岡県総合教育センター組織機能（案）



第 68 号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

<第68号議案 概要>

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定

1 改正の理由

教育職員免許法の一部改正等により、必要な改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 教育職員に定義される学校種の中に「幼保連携型認定こども園」、職種の中に「(幼保連携型認定こども園の)「主幹保育教諭」及び「指導保育教諭」等を加える。
これまで法令引用していた箇所を略称引用することにより規定する。
- (2) 改正もれであった事項を改正する。

3 施行期日

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月 日

静岡県教育委員会委員長 溝 口 紀 子

静岡県教育委員会規則第7号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和38年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第20条の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する教育職員（<u>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師</u>（以下「教員」という。）をいう。）の免許状（以下「免許状」という。）に関し、法令に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第20条の規定に基づき、静岡県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する教育職員（<u>教育職員免許法第2条に規定する教育職員</u>（以下「教員」という。）をいう。）の免許状（以下「免許状」という。）に関し、法令に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
(特別免許状授与の申請)	(特別免許状授与の申請)
<p>第4条の2 免許法第5条第2項から第4項まで、第6条及び第17条の2の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>	<p>第4条の2 免許法第5条第3項、第4項、第6条及び第17条の2の規定により、特別免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>
(臨時免許状授与の申請)	(臨時免許状授与の申請)
<p>第5条 免許法第5条第5項、第6条、第17条、第18条若しくは同法附則第7項若しくは昭和29年改正法附則第7項、第20項若しくは第21項又は施行法第2条の規定により、臨時免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>	<p>第5条 免許法第5条第6項、第6条、第17条、第18条若しくは同法附則第7項若しくは昭和29年改正法附則第7項、第20項若しくは第21項又は施行法第2条の規定により、臨時免許状の授与又は免許法第5条の2第3項の規定により領域の追加を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

第24回定例会 報告事項

番号	項目	Page
1	「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告	1
2	静岡県教育委員会次世代育成支援行動計画の策定	2
3	監査結果に関する報告	10
4	静岡県行財政改革推進委員会「意見書」への対応	12
5	静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成26年度進捗状況	15
6	平成26年度学校指導体制強化検証協議会 報告書	16
7	第6回「地域とともにある学校づくり」検討委員会	17
8	児童生徒の安全に関する緊急確認調査について	18
9	静岡県指定文化財の指定等について	19
配付 のみ	「『学校へ行こう』プロジェクト 定期訪問への同行」実績報告	20
	平成27年度教職員研修の変更点	21
	家庭教育ワークシート「つながるシート」の追加	23
	静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則の制定	24
	ユニバーサルデザインに関するリーフレットの配付について	25
	平成27年4月の主要行事予定	26
10	<非>平成27年度新規採用教職員、再任用教職員の決定について	非
11	<非>平成26年度条件附採用教職員（6月）の正式採用について	非

「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告

(教育総務課)

1 趣旨

「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」の検討結果について報告する。

2 これまでの取組

- (1) 平成24年12月 検討会を立ち上げ、昨年度末に「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」まとめを作成した。
- (2) 今年度は各課に多忙化解消担当を置き、学校種の特徴に応じた解消策を各課で検討した。

3 検討の観点

「多忙化」と「多忙感（徒労感）」、「短期的な取組」と「中長期的な取組」、「学校での取組」と「県教育委員会での取組」、市町教育委員会の理解と協力、教職員の目に見える取組（実効性のある取組）など

4 検討内容

- (1) 学校を対象とする調査・報告等の見直し
- (2) 教職員研修の見直し
- (3) 部活動における外部指導者の活用推進
- (4) 生徒指導等における外部人材の活用推進
- (5) 高校就学支援金等の認定事務の効率化
- (6) 静岡式 35 人学級編制
- (7) 看護師増員による特別支援学校教員の負担軽減
- (8) 高等部生徒の進路に係る職場開拓業務の負担軽減
- (9) 県立学校の校務における情報化の推進

5 報告内容

別冊のとおり

報告事項2【情報提供】

平成27年3月16日

(件名) 静岡県教育委員会次世代育成支援行動計画の策定

(教育総務課)

1 要旨

次世代育成支援対策推進法(平成17年4月1日から10年間の時限法)に基づき、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育てられるよう、事業主である教育委員会は、労働者に係る労働条件の整備、職業生活と家庭生活の両立が図られるよう雇用環境の整備を行うための「次世代育成支援行動計画」を策定し、平成17年4月から実施した。同法が平成37年3月31日まで延長されたことから、平成27年4月を始期とする行動計画を策定したので報告する。

2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

3 対象となる職員

教育委員会事務局、教育機関及び県立学校の職員（市町立学校教職員は、市町教委で策定するため対象から除く。）

4 計画の概要と目標値

(1) 計画の概要

ア 職員の勤務環境に関するもの

- (ア) 育児休業の取得促進と職場復帰の支援等
- (イ) 年次有給休暇の促進
- (ウ) 時間外業務等の一層の縮減

イ その他の次世代育成支援対策に関するもの

- (ア) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
- (イ) 子どもと触れ合う機会の充実等

(2) 目標値

これらの取組を通して、平成31年度末までに、

- ・次世代育成支援行動計画を意識した行動をとった管理職員の割合100%
 - ・男性職員の育児休暇等取得率100%
 - ・職員1人当たりの年次有給休暇の取得日数が3日以上増加
 - ・行政職員1人当たりの時間外勤務時間数をH26比10%以上縮減
- を目指します。

5 職員への周知の方法

所属長あて文書での通知とともにSDO及びN.E.S上の掲示板に掲載する。

6 計画の推進体制と見直し改善

本計画の取組状況は、毎年度、実績を検証し、職員の要望等も踏まえて、適宜見直し改善を行う。

静岡県教育委員会次世代育成支援行動計画

～働きやすい職場づくりのために～

I 総論

1 目的

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が制定され、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育てられるよう、国、地方公共団体、企業等が一体となって、社会全体で取り組んでいくこととされました。

国の各府省庁や地方公共団体は、行政機関としての立場から我が国の子どもたちの健やかな育成に取り組むのは当然ですが、同時に、一つの事業主としての立場から、職員の子どもたちの健やかな育成についても積極的役割を果たしていくなければなりません。

このため、静岡県教育委員会としては、これまでに、教育委員会事務局、教育機関及び県立学校の職員（以下「職員」という。）を対象として、平成17年度から平成21年度まで及び平成22年度から平成26年度までの二つの期間について同法第19条第1項の特定事業主行動計画を策定し、仕事と子育てを両立できる職場づくりのための取組を行ってきました。

その結果から、育児休業の取得等については高い水準を維持しているものの、子育てをしながら働きやすい環境整備等については更なる取組の強化及び意識の啓発が必要であると課題が明確になっています。

よって、今後においても、すべての職員が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、性別や子どもの有無にかかわらず少子化を身近な問題として捉え、職場でお互いに助け合い支え合い、子育て中の職員が仕事と家庭生活とを両立できるよう、これまでの計画と取組状況を踏まえ、特定事業主行動計画として平成27年度から平成31年度までの5か年間を計画期間とする「静岡県教育委員会次世代育成支援行動計画」を策定しました。

なお、この計画には、職員の子どもたちの健やかな育成に向けて、全職員が積極的役割を果たしていくため、職員個人の取組について記載しています。

2 計画期間及び実施時期

平成27年4月から平成32年3月までの5年間

なお、管理部門及び管理職員の支援対策の実施時期は、計画期間と同一とする。

3 目 標

	項目	数 値
1	次世代育成支援行動計画を意識した行動をとった管理職員の割合	100%
2	男性の育児参加休暇等の取得率	100%
3	年次有給休暇の取得日数	1人当たりの取得日数＝3日増加
4	時間外勤務等平均年間時間数	H26比10%減

4 計画の推進体制

- (1) 本計画の取組については、毎年度、実績を検証し、職員の要望等を踏まえて、適宜見直しを行います。
- (2) 「管理部門」「管理職員」「職員」ごとに取り組みます。臨時職員や非常勤職員についても同様に取り組みますが、制度上該当しない場合があります。

ア 管理部門

次世代育成対策を行う特定事業主である静岡県教育委員会（関係制度（人事、法規等）の担当部門）

イ 管理職員

それぞれの所属において職員を管理する立場にある者

- （例）・教育委員会事務局及び各教育機関の主幹以上の職員
- ・県立学校の校長、副校長、教頭、事務長等

ウ 職 員

管理部門、管理職員を含めたすべての職員

なお、内容によって、さらに次のように分類し、表記する場合がある。

（ア）教育職員

校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員、実習助手等

（イ）行政職員

事務職員、技術職員、栄養士、技能員等

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

<共通>

管 理 部 門	<p>① 意識啓発 既存の休暇制度や子育て支援制度について、広報紙、研修、NES又はSDO等を活用し職員に周知したり、育児休業の取得事例や体験談を紹介するなど次世代育成支援対策に取り組む上での基本的な知識の啓発を行います。 それに加え、管理職員の研修等において意識啓発や取組状況の確認を行います。</p> <p>② 情報収集支援 NESやSDOを利用して、各職員がいつでも簡単に休暇制度を確認できる環境を整備します。</p>
---------	--

(1) 子どもが生まれることがわかつたら

管 理 職 員	<p>① 妊娠中の職員の業務量及び内容を確認し、健康や安全に十分に配慮した事務分掌の見直しを行う等母体の負担軽減を図るとともに職場の応援態勢を整えます。</p> <p>② 安心して休暇を取得できるよう管理部門とともに速やかな代替職員の確保に努めます。</p> <p>③ 該当職員の意向を十分踏まえた上で、周囲の職員に伝達し、職場全体で配慮する環境を整えます。</p> <p>④ 周囲の職員の理解促進と協力する体制づくりを推進します。</p> <p>⑤ 禁煙対策や休憩場所の確保等職場における健康管理に配慮した措置を再確認します。</p> <p>⑥ 配偶者が出産予定である男性職員を含むすべての該当職員に、休暇制度の説明と情報提供を行うとともに配偶者出産休暇や育児参加休暇の取得を勧めます。</p>
職 員	<p>① 育児休業、特別休暇などの諸制度の活用、人事上の配慮、職場の協力体制づくりのために、速やかに職場の管理職員に報告しましょう。また、育児休業や育児短時間勤務、部分休業（以下「育児休業等」という。）を取得する意向の有無が決まり次第管理職員に伝えましょう。</p> <p>② 子育てに関する様々な制度を把握し、家族で良く話し合い、各種休暇や育児休業等の取得を含めた幼少期の子育てプランを立てましょう。</p> <p>③ 休暇等の利用時にスムースな業務引継ができるように、自分の業務について整理するとともに管理職員や周りの職員と業務の進捗等の情報を共有しましょう。</p> <p>④ 男性職員にあっては、配偶者の出産に伴う特別休暇を利用し、配偶者をサポートするとともに子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にしましょう。</p>

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

管 理 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ① 育児休業等の制度の具体的な手続についての説明と情報提供を行います。 ② 育児休業等の制度、経済的な支援等に関する知識・情報等について、全職員に周知します。 ③ 身近にいる育児休業等経験職員を紹介し、子育てに関する体験談等を聞くことを状況に応じて勧めます。 ④ 子どもが生まれる職員が育児休業等を取得しやすい職場の環境整備に取り組みます。
職 員	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもが生まれる職員以外の職員も育児休業等の制度について、理解しましょう。 ② 育児休業等経験者は、子どもが生まれる職員の希望があったときは、自分の体験談などを話して、アドバイスをしてあげましょう。 ③ 子どもが生まれる職員が安心して育児休業等を取得しやすいような職場の雰囲気づくりに努めましょう。

(3) 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰支援

管 理 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ① 育児休業中の職員へ職員会議資料を送付するなど、休業中の職場の情報提供を行い、休業中の不安を軽減します。 ② 小学校の始期に達するまでの子どもを育てる職員に対して、深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度について周知します。 ③ 子どもの病気等に係る休暇について、職員が気兼ねなく取得できるよう周囲の職員に理解を求めます。 ④ 時差出勤を行っている職場においては、希望により子育てを行う職員に配慮した勤務時間の割り振りを行います。 ⑤ 修学旅行引率等宿泊を伴う業務を軽減するよう配慮します。 ⑥ 育児休業中の職員と同じ部署（学年、分掌等）の職員に、過度に負担がかかることがないよう配慮し、職場内で業務分担の見直しを行うようにします。
職 員	休業していた職員が徐々に仕事に慣れるよう周囲の職員がサポートします。

(4) 子育てを行う職員を含む女性職員の活躍推進に向けた取組

管 理 部 門	<ul style="list-style-type: none"> ① 研修の動画を配信するなど各職員のニーズに応じた育児休業中の職員への能力開発支援の方法について検討します。 ② 職域拡大等による女性職員へ多様な職務機会の付与に努めます。 ③ 女性の活躍推進に資する研修の機会を設けるよう検討します。 ④ 管理職員を対象とした研修で、女性職員の活躍や仕事と生活の調和の推進に向けた意識啓発を行います。
管 理 職 員	育児休業からの職場復帰時に面談を実施し、休暇制度の説明やその利用計画、今後の働き方について話し合う機会を設けます。

(5) 行政職員の時間外勤務や教育職員が正規の勤務時間以外に業務等を行う時間(以下「時間外業務等」という。)の一層の縮減

管 理 部 門 ・管理職員	各所属が事務の簡素化・合理化を図り、効率的な業務管理、運営を行うことで、時間外業務等の縮減に努めます。
管 理 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ① 時間外業務等が多い職員については管理職が面談等を行い、原因等について確認するとともに、当該職員に対し健康管理について指導します。 ② 特定の職員に業務が集中する場合は、事務分担を見直すなど時間外業務等の負担の軽減に努めます。 ③ 正規の勤務時間以外の会議は計画しないように努めます。 ④ 定時退庁日又はワーク・ライフ・バランス実践デーには、所属内の巡回や職員への呼び掛け等により職員の定時退庁を喚起し、時間外業務等の縮減に努めます。 ⑤ 小学校就学前の子のある職員又は要介護者の介護を行う職員の時間外業務等について、該当する職員から請求があったときは、その業務量に十分注意します。
職 員	<ul style="list-style-type: none"> ① 過度の時間外業務等は、業務効率の低下を招くだけでなく、健康にも害を及ぼすため、時間外業務等をする場合でも、年・月・週の中で繁忙な時期を想定し、計画的に業務を行いましょう。 ② 業務に優先順位をつけ、無駄がないか見直しましょう。 ③ 定例的・恒常的な業務についてはマニュアル化を図り、その業務について、誰でも理解できるよう整理に努めましょう。

(6) 休暇の取得の促進

ア 年次有給休暇等の取得促進

管 理 部 門	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理職会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、各所属での意識改革を図ります。 ② 所属ごとの休暇取得状況を把握し、その取得率が著しく低い所属の管理職に対しては、状況を確認した上で、取得率向上のための指導をします。
管 理 職 員	<ul style="list-style-type: none"> ① ライフプラン休暇についての説明と情報提供を行い、職員の年次有給休暇の取得促進を図ります。 ② 子どもの予防接種実施日や授業参観日など、子育てに必要な休暇を職員が安心して取得できるよう、職員間で相互応援ができる体制づくりと理解促進に努めます。 ③ 休暇の取得状況を把握し、休暇の取得率が低い場合は職員の業務量及び業務内容を確認します。特に子育て中の職員に過度の負担が生じている場合は、必要に応じて調整を行います。 ④ 職場に休暇を取得しやすい雰囲気をつくるためにも、業務に支障がない限り、自ら率先して休暇を取得します。

職 員	<p>① 計画的な年次有給休暇の取得や子の誕生日、家族の記念日等には計画的に年次有給休暇を取得し、家庭生活や自分の時間を充実させましょう。</p> <p>② 子どもの予防接種実施日や授業参観日など、子育ての状況に応じて各種休暇制度を利用しましょう。</p>
-----	--

イ 連続休暇等の取得の促進

管 理 職 員	<p>① 夏季休暇や家族休暇等の利用を促すとともに、取得状況を把握します。</p> <p>② 子育て中の職員が育児のための連続休暇等を取得しやすい雰囲気のある職場づくりに努めます。</p> <p>③ 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の時期には、やむを得ない場合を除いて会議等を行わないように努めます。</p> <p>④ 各所属の業務計画を策定・周知することにより、計画的な休暇の取得促進に努めます。</p> <p>⑤ 職員が連続休暇を取得する場合は、その情報が周囲の職員に対してあらかじめ伝わるように努めます。</p>
職 員	<p>① 計画的に連続休暇等を取得する場合は、長期間不在になることについての情報を職場内の周囲の職員に伝えましょう。</p> <p>② 休暇取得により担当者が不在であっても問い合わせ等に対応できるよう周囲と業務に関する情報を共有しましょう。</p>

ウ 家族の看護、介護等を行うための休暇の取得の促進

管 理 部 門	介護休暇が長期化する場合は、代替職員の確保に努めます。
管 理 職 員	看護休暇等の休暇制度の周知に努めるとともに、その取得を希望する職員が、気兼ねなく休めるような職場の雰囲気と体制づくりに努めます。
職 員	家族に看護や介護が必要になった場合は、男女を問わず、積極的に看護休暇等を取得しましょう。

(7) その他の配慮

管理部門・ 管理職員	<p>① 特に夫婦共働きの場合、相互が遠距離通勤で子の養育や介護が困難となるよう、可能な範囲で、人事上の配慮を行います。</p> <p>② 職員住宅への入居に当たっては、高校生以下の子と同居する職員の入居基準を緩和したり入居期間の制限を猶予するなどの配慮を行います。</p>
---------------	---

(8) 性別等による固定的な役割分担意識の是正

管 理 部 門	<p>① 各種研修会等を通じ、性別や年齢などを理由とした固定的な役割分担意識（例えば、「男は仕事、女は家庭」、「子育ては母親」といった意識）の改革を行います。</p> <p>② ハラスメントに対する正しい認識の普及と職員の相談に応じができる体制づくりに努めます。</p>
管 理 職 員	① 職場内の性別、年齢などによる固定的な役割分担を見直します。

	② ハラスメントの防止に努めます。
職 員	① 性別や年齢などによる固定的な役割分担意識を見直しましょう。 ② ハラスメントに対する正しい認識を持つように心がけましょう。

(9) 人事評価への反映

管 理 部 門	仕事と生活の調和の推進に資するような効率的な業務運営や良好な職場環境づくりに向けた行動については、人事評価において適切に評価を行うような体制づくりに努めます。
---------	---

2 その他の次世代育成支援対策に関するもの

(1) 子育てバリアフリー

管 理 部 門	校舎等の新改築の際は、ユニバーサルデザインを取り入れ、段差の解消（スロープの設置）やエレベータの設置等を計画的に行います。
---------	---

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

管 理 部 門	各所属に対して、地域活動に積極的に協力するよう促します。
管 理 職 員	① 職員が子どもの防犯パトロール等地域における子どもの健全育成を図る活動に参加しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、ボランティア休暇等の活用を勧めます。 ② 職員が地域活動に参加できるよう週休日の業務について配慮するよう促します。
職 員	スポーツや文化活動など、地域の子育て活動に関心・意欲を持ち、機会をとらえて積極的に参加するよう努めましょう。

(3) 子どもと触れ合う機会の充実

ア 職員の子ども等を対象とした職場見学会の実施

管 理 部 門	「親子で過ごす夏の一日」等、各所属において、職員の子どもが母親や父親の職場を知る機会を積極的に設けます。
---------	--

イ 「静岡県家庭の日」の推進

管 理 部 門	「静岡県家庭の日」について、職員に周知するよう努めます。
管 理 職 員	職員が「静岡県家庭の日」には、それぞれの家庭において、家族との触れ合いを持てるよう努めます。
職 員	「静岡県家庭の日」を家庭の在り方を見つめなおす機会とし、家族との触れ合いを深めるよう努めましょう。

(4) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

管理部門・ 管理職員	職員に対し、家庭教育に関する講座・講演会を実施したり、情報の提供を行います。
---------------	--

報告事項3【情報提供】
(件名)

平成27年3月16日

監査結果に関する報告

(教育総務課)

平成26年度に「県立高等学校の学校徴収金（平成25年度分）の取扱い状況」に関する行政監査が実施され、平成27年3月10日に報告があった。

1 監査の趣旨

平成24年度に行った同種の行政監査で監査委員が出した監査結果などを受け、教育委員会では平成25年3月28日に「学校運営における公費支出の基準」（以下「公費基準」という。）を公表し、各高等学校に通知した。この公費基準に基づく運用が始まった平成25年度の学校徴収金の執行状況などを確認するために行政監査が実施された。

2 監査の概要

(1) 対象事務

県立高等学校における学校徴収金に関する事務及びP.T.A等の学校関係団体の総会の運営状況

(2) 対象機関

①三島北高等学校 ②静岡商業高等学校 ③磐田農業高等学校 ④浜松城北工業高等学校

3 監査の結果

調査対象となった4校における平成25年度のP.T.A及び後援会の会計94件の支出のうち8件の支出（別紙）について、公費基準に基づいて公費負担するように改善を求められた。また、今後検討を要する事項として、教育委員会及び学校に対して「公費基準の明確化と厳格な適用」、「説明責任の履行」を求められた。

4 監査結果の公表

監査結果は、県政の現状や課題等について県民への説明責任を果たすため、3月11日に監査課から記者提供資料として発表された。

5 今後の対応

改善を要する事項に対する措置状況は、6月9日までに監査委員へ報告する。

公費と学校徴収金会計の負担区分に係る不適切な支出事例

(1) 生徒の健診に係る医師への報酬

No.	金額	内 容
1	33,411円	健康診断の対象者となる生徒が800人以上であって、学校医1人で対応するとその負担が相当なものになる。この学校医の負担と長時間にわたる健康診断が授業に与える影響を軽減することを目的に、学校医として委嘱していないもう1人の内科医を依頼し、その内科医に支払った報酬である。

(2) e-教務ソフトウェア保守料

No.	金額	内 容
2	189,000円	成績管理や履修管理のためのシステムの保守料である。従来は、教員個人が作成したエクセルなどで行っていたが、誤りが発生する危惧もあったので、6年ほど前から導入している。 平成21年度までに導入された教育総合ネットワークシステムでも成績処理システムは運用されているが、そのシステムでは円滑な処理に懸念があったため、その導入後も継続して使用したもので、公費基準が通知された後もその扱いの見直しは行わなかった。

(3) 特別教育講習会のテキスト代

No.	金額	内 容
3	20,790円	教員が特殊な装置を用いて授業を行う場合は、特別教育講習を受講しなければならない。そこで、同講習を受講していない教員が校内で受講したが、その際に使用したテキストの購入代金である。 受講料は公費で負担したが、テキスト代については予算の配当要求を失念したため、学校徴収金会計から支出した。

(4) その他の需用費

No.	項目	金額	内 容
4	簡易製本装置 (Jバインド)	13,030円	教育課程が変更されたことから、教員用の「実習指導書」を校内で作製するために購入した。
5	ペアリング、ケージブロック	54,810円	実習作業の効率を向上させるため、実習中に使用するケージを増やす目的で購入した。
6	溶接棒	11,130円	溶接の実習授業や部活動で使用するために購入した。
7	ストレートドリル、電子回路実習装置	20,580円	授業や部活で使用するものの補充として購入した。電子回路実習装置は、技能検定の練習のために放課後の指導で使用する。

(5) 酸素・アセチレンガス供給設備気密検査

No.	金額	内 容
8	141,750円	この設備は、鋳鍛実習室でアセチレン溶接の実習（部活動での使用を含む。）を行うために必要なボンベ、配管等のガス供給設備である。生徒からガスのにおいがすると通報があったため、緊急に業者に検査を依頼した（ナットの増締対応により漏洩が止まったため、それ以上の修繕工事等はなし。）。

静岡県行財政改革推進委員会「意見書」への対応

(教育総務課)

県行財政改革推進委員会が平成27年3月9日に知事に提出した補助教材の取扱いに関する意見書（以下「意見書」という。）のうち、県立学校改革に係る部分について、次のとおり対応する。

1 対応の方針

（「意見書」骨子）

- ①教材の販売・作成側と選定側に校長や教員が混在する状況を解消
- ②校長や教材の選定に関わる教員による、報酬を得ながらの教材作り、業者への役員就任、事業協力を禁止
- ③教材業者などに再就職した退職教職員の働きかけなどを制限する「指針」を作成
- ④県教委は市町教委に対して実効性のある指導や助言を実施
- ⑤学習指導方法などの知見は、特定業者の利益のためになく、幅広く公平に活用

（対応方針）

-
- (1) 営利企業等従事許可「運用基準」及び倫理・服務に関する規定の策定及び周知
 - (2) 補助教材「取扱いガイドライン」の適正運用の徹底
 - (3) 改正地方公務員法の周知
(再就職情報の届出義務及び公表)
 - (4) 改正地方公務員法の周知
(元職員による働きかけの禁止)

2 対応の具体

(1) 営利企業等従事許可「運用基準」及び倫理・服務に関する規定（以下「運用基準等」という。）の策定及び周知

○営利企業等の従事許可の適正確保については、平成26年1月14日付け教人第623号により既に徹底が図られているが、「意見書」を受け、県立学校の教員が教材作成に携わることを目的とした営利企業等従事許可（地方公務員法38条）申請に対し、その可否を判断するための「運用基準」を新たに策定する。

○「運用基準等」は、教育総務課及び学校3課の人事担当によるワーキングで原案を作成し、教育長決裁及び教育委員会への報告を経て策定する。

○策定された「運用基準等」は、担当課より県立学校長に周知して徹底を図る。

○市町教委に対しては、義務教育課が、県の「運用基準等」を参考にして、各市町の「運用基準等」を策定するよう働きかける。

(2) 補助教材「取扱いガイドライン」の適正運用の徹底

○平成26年1月23日付け教学第3554号により、補助教材「取扱いガイドライン」を配布した。

○平成27年2月16日付け教義第880号により、補助教材の取扱いについて一層の適正化を図るよう通知した。

○今後も、補助教材「取扱いガイドライン」を適正に運用するよう、各種会議等において引き続き指導していく。

(3) 改正地方公務員法（再就職情報の届出義務及び公表）の周知

○次の内容について、退職予定者に十分に周知する。

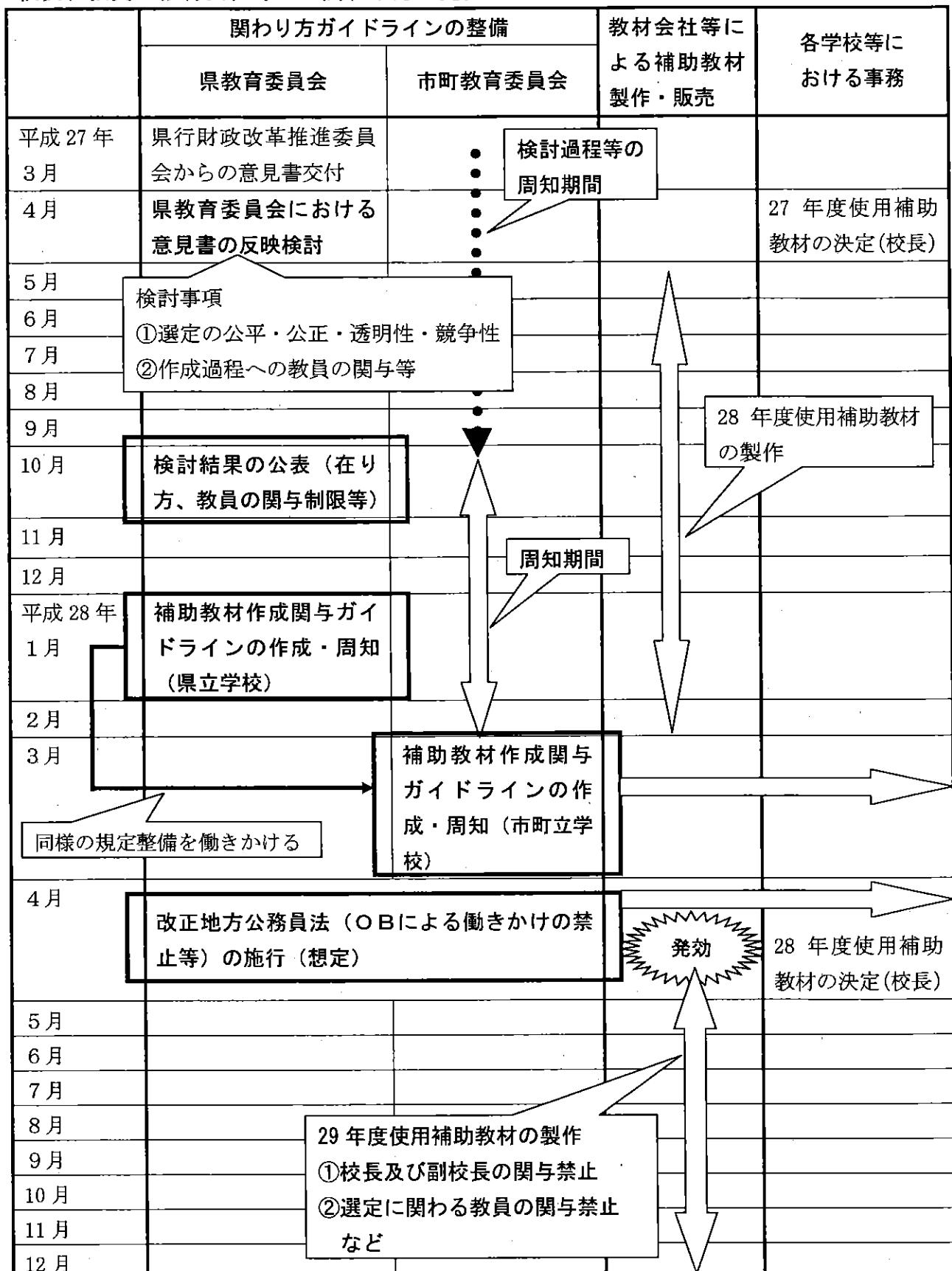
- ・地公法の改正により、退職者に対する再就職情報届出の義務付けが、県の条例で定めることにより可能となった。
- ・届出が義務付けられる期間、届出が必要となる職の範囲、届出必要事項は、届出を義務付ける条例で規定される。
- ・届出のあった再就職情報は、公表されることもある。

(4) 改正地方公務員法（元職員による働きかけの禁止）の周知

○次の内容について、退職予定者に十分に周知する。

- ・営利企業等に再就職した職員は、離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、現職職員へ働きかけてはならない。
- ・幹部職員にあっては、離職前5年より前の職務に関しても、規制の対象となる。
- ・幹部職員と見なされる範囲については、p県の条例で規定される。

校長、教員と教材会社等との関わり方 見直しスケジュール（モデル）



見直しの時期

- ① 現場での混乱が生じないよう十分な周知期間を設ける。
 - ② 改正地方公務員法の施行（平成 28 年 4 月を想定）を考慮。
- ※知事部局と合わせて、スケジュールの前倒しあり

静岡県行財政改革推進委員会意見（補助教材関係）区分表

区分	項目	委員会意見
ガイドライン等の作成、学校現場への周知、実施の取組	1 教材の選定や決定を行なう「選ぶ側」と教材の編集や販売を行なう「選ばれる側」に、校長や教員がそれぞれに混在する状況を解消するため、ガイドライン等を作成し、教材会社等による現職職員への働きかけや、その他の県民の疑惑や不信を招く行為を制限する。	
教材選定の手引書の取扱い	2 ガイドライン等の作成においては、調査チームが「校長」「教員」「教材会社等との間」「教員」「教材会社等の教員」「教材会社等の教材」の立場や教員が報酬を得ながら活動する立場など、県民の疑惑や不信を踏まえたものとして取り扱う。	
職員者管理方針の検討	3 現職職員への働きかけにおいては、改正地方公務員法に先駆けて規制しておき、県知事部局がもとでは、本県知事部局の立場から、市町教育委員会は、市町教育委員会が、教育行政の専門性をもつて、現職職員への働きかけにおける透明性を確保する立場であることを明確にする。	
市町教育委員会の実効性のある指導、教員と教材会社等との関わり方	4 市町教育委員会の実効性のある指導は、助言の立場から、教材会社等の立場から、現職職員の立場から、市町教育委員会は、市町教育委員会が、教育行政の専門性をもつて、現職職員への働きかけにおける透明性を確保する立場であることを明確にする。	
教材づくりへの教員知見の活用	5 優れた学習指導方法などの知見について、複数の教員が共有し、あるいは集約して、それぞれの資質向上に役立てることは、推奨されるべきものと考えられる。 ただし、民間教材会社の教材づくりへ活用する際は、知見の集約と教材づくりへの活用というプロセスは、明確に分離し、集約された知見は、特定の教材会社等の利益のために用いられることなく、いわば県民のものとして幅広く活用する中で、公平に教材づくりへ活用されるべきである。このため、県教育委員会は、民間教育委員会は、含めた多様な参加者のもとで発表会を開催するなど、教員の優れた知見をより広く公開するための方法について検討する。 また、優れた学習指導方法は、学校現場へ広く普及されることが望まれることから、それらの知見の集約や学校現場への還元の方法について、併せて検討する。	
評価・選定方法の研究と学校現場への普及・展開研究にあたっての観点	1 県教育委員会は、教材の選定・評価方法について、全体のレベルアップを図りつつ、漠然と行われることがないようにするため、優良事例を収集するとともに、より客観的な選定や評価の基準を研究し、その成果を学校現場に普及・展開する。 2 研究にあたっては、どのような学習内容の走査が必要なのか、そのためには、どのような教材が必要か、また、教材の評価を毎年度繰り返すことことで、結果として選定する教材の質が継続的に向上するためには、どのような評価が必要かといった観点も含めて、研究を行う。 3 また、これららの研究とは別に、第三者の学識者などを交えて、学校における選定・評価方法を教育委員会が検証するなど、教材の選定・評価の客觀性をより高めるための仕組みの導入について、併せて検討する。	
教材の選定・評価、保護者説明の方法	4 校長は、校務をつかさどる学校の責任者であり、教員は、校長の指揮監督のもと、教材の選定作業にあたる必要があるが、一方で、校長がそれをどの教材の良し悪しを判断するのではなく、選定・評価の方針や基準を定めるなど、マネジメントの役割に徹するべきといった意見のほか、年度をまたいで教材選定を行う方法が新学年の教員の自由度を狭めているといった意見があることから、これらの意見を踏まえ、校長の裁量や役割、年度をまたいで教材選定を行う方法について、現在の「取扱いガイドライン」の内容を検証し、見直しについて検討する。 5 据助教材の選定にあたっては、費用負担でもある保護者の理解であるが、併せて、そもそもなぜ費用負担が必要か、教材に選択肢があるかなどの基本的な情報のほか、保護者が使われる役割や期待される役割についても、より丁寧な説明を行う。 6 学校において、どのような教材が使われているか、それらはどのような評価や基準により選ばれているかなどの情報を保護者が容易に入手できるようとする。 7 保護者からの意見聴取にあたっては、使用した教材の成果に対する客観的な判断材料を提供するなど、情報提供の仕方を工夫するとともに、県教育委員会は、事例の紹介にとどまらず、保護者が参加しやすくなるような具体的な方法を学校現場に示す。 この際、学校に、使用した教材に対する評価を行なうための場を設けて、選定した理由や使用後の評価などをディスカッションし、それを保護者や地域の方に見ていただき、意見をもらうよう仕組みの導入について検討する。	

※網掛け部分の「校長、教員と教材会社等との関わり方」見直しについては、早期実施を求められている。(特に県立学校に対する改革は直ちに着手)

報告事項5【情報提供】

平成27年3月16日

(件名)

静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成26年度進捗状況

(教育政策課情報化推進室)

1 趣旨

静岡県教育委員会情報化推進委員会において、静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成26年度進捗状況をまとめたので報告する。

2 進捗状況結果の概要

全事業数は59本、内再掲事業数は29本

○：計画どおり

基本方針	基本計画(中区分)	基本計画(個別施策)	進捗状況
1 情報活用能力の向上と情報モラル教育の推進	1 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成	1 情報活用能力の育成のためのICT環境の整備 2 情報ネットワークシステムの運用 3 教職員に対するICT研修の実施 4 教材等のデータベース化の推進 5 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（新規）	○ ○ ○ ○ ○
	2 学校、家庭、地域における情報モラル教育の推進	1 高度情報社会における適切な活動の基盤となる情報モラルの育成 2 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3） 3 教材等のデータベース化の推進（再掲 1-1-4） 4 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（再掲1-1-5）	○ ○ ○ ○
2 情報端末・デジタル機器の整備充実とデジタル教科書・教材の普及促進	1 情報端末・デジタル機器の整備充実とデジタル教科書・教材の普及促進	1 教科指導におけるICT活用 2 ICT活用による特別な支援を必要とする児童生徒の学習の充実 3 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3） 4 インターネットを活用した学習環境の充実 5 パソコンやソフトウェアの適正管理	○ ○ ○ ○ ○
3 学校・教職員へのサポート体制の充実	1 教員のICT活用指導力の向上と支援	1 県立学校における教育の情報化推進の支援 2 教育委員会による学校情報化推進の支援 3 教材等のデータベース化の推進（再掲 1-1-4） 4 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3） 5 教職員研修におけるICT活用の推進	○ ○ ○ ○ ○
	2 校務の情報化推進と支援	1 校務用コンピュータの活用・改善 2 校務処理（成績処理等）の標準化とICT活用 3 市町立学校における教育の情報化の推進の支援 4 教育に関する情報の共有化による校務の効率化 5 学校事務におけるICT活用 6 市町立学校事務におけるICT活用	○ ○ ○ ○ ○ ○
4 安全・安心な学校づくり	1 危機管理、安全管理体制等のICTによる支援	1 災害時におけるICT活用 2 防災教育推進におけるICT活用 3 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（再掲1-1-5）	○ ○ ○
	2 情報セキュリティ対策	1 総合的な情報セキュリティ対策の実施 2 県立学校における教育の情報化推進の支援（再掲 3-1-1） 3 教職員に対するICT研修の実施（再掲 1-1-3） 4 パソコンやソフトウェアの適正管理（再掲 2-1-5）	○ ○ ○ ○
5 生涯学習の振興支援	1 生涯学習社会の実現に向けた体制づくりの支援	1 行政と地域、民間企業との連携・協働におけるICT活用 2 生涯学習の理念や情報提供におけるICT活用 3 インターネットを活用した学習環境の充実（再掲 2-1-4） 4 学校、家庭、地域の連携におけるICT活用（再掲1-1-5）	○ ○ ○ ○
	2 学習環境や学習内容の充実に関する支援	1 ICTの活用による図書館サービスの充実 2 静岡県図書館ネットワークの活用推進 3 県立中央図書館の蔵書の電子化 4 地域人材情報のデータベース化と活用 5 県民全体の情報活用能力の育成 6 文化財の保存・活用と未来への継承におけるICT活用	○ ○ ○ ○ ○ ○

* 基本方針6 教育の情報化の着実な推進のための連携は、1～5による再掲事業

3 進捗状況結果の詳細 ⇒別添資料

4 今後のスケジュール等

平成26年度進捗状況を、静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の平成26年度進捗状況として、年度内に県教育委員会HPに公開する。

平成26年度学校指導体制強化検証協議会 報告書

(義務教育課)

1 報告書について

県教育委員会では、文部科学省「小規模市町村立学校の指導体制強化事業」の委託を受け、有識者を交えた協議会を設置し、賀茂地区5町に対し、期限付き（平成26年4月から3年間）で配置した派遣指導主事の取り組みについて調査・研究を実施。

本協議会における議論を通じ、派遣の取組の成果を検証するとともに、顕在化した課題を整理し、派遣期間終了後の賀茂地区における指導主事配置のあり方をまとめた。

この検証・検討結果を「小規模市町教育委員会における学校指導体制を強化するための指導主事の効果的な活用について」（資料）として報告する。

2 報告書概要

第1章 検討の背景

1. 指導主事について

2. 指導主事の配置促進に向けた動き
3. 静岡県における指導主事の配置

第2章 静岡県における県指導主事派遣の取組について

1. 賀茂地区5町への県指導主事派遣

2. 派遣による成果

- 校内研修の充実など、教員の資質向上に大きな効果があった
- 賀茂地区指導主事連絡協議会を通じ、指導主事相互に資質能力が向上
- 国や県の教育施策の情報について学校現場での共有が円滑になった

3. 指導主事の定期訪問に対する各学校からの評価

4. 顕在化した課題

- 財政的に各町単独による指導主事の配置は困難である
- 指導主事に求めるものが各町で微妙に異なる
- 教育委員会制度改革により、各首長の考え方の違いが顕在化する

第3章 今後の学校指導体制の強化に向けて

1. 指導主事配置の方向性

A案：5町による単独配置

B案：下田市を中心とした1市5町の共同設置

C案：西伊豆（西伊豆、松崎）と東伊豆（東伊豆、河津・南伊豆）の共同設置

D案：町教育委員会の共同設置

E案：町と県との共同設置（町の負担を得ながら県の支援を継続）

2. 指導主事配置の具体的な方法案

3. 首長との連携 一教育委員会制度改革を踏まえて一

3 今後のスケジュール

3月16日（月）定例教育委員会において協議会会長から報告

3月末 事業完了報告書（本報告書）を文部科学省に提出

平成27年度 報告書を踏まえ、期間終了後の指導主事配置の在り方について検討

第6回「地域とともにある学校づくり」検討委員会

(義務教育課)

1 事業の目的

静岡県が掲げる「有徳の人」の育成に向け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入を促進するとともに「文・武・芸三道鼎立」を推進し、地域ぐるみ・社会総がかりで子どもたちの教育にかかわる学校づくりを協議・検討する。

2 日時

平成27年3月9日（月）午後2時から3時45分まで

3 事務局からの説明

- (1) 提言
- (2) 次年度の取組、予算
- (3) しづおか型コミュニティ・スクール推進事業計画（案）
- (4) 第1～5回検討委員会及び県外視察
- (5) 来年度以降「地域とともにある学校づくり」推進体制

4 協議の主な意見（○）と事務局回答（・）

- (1) 提言の文言について、質問や捉え方等意見が出された
 - ・ 外部人材の活用には、部活動での大学生の部活動へのボランティアが実績としてあるが、文化・芸術の人材活用もある。
 - いろいろな学校に関わる機関が連携していく仕組作りを進めてほしい。いろいろなニーズをもった子どもたちがいるので、学校だけでなく地域ぐるみで進めていくことが大事。校種を超えて連携していくことを考えている地域もある。
- (2) 提言に示された取組について、詳細な案や提案が出された
 - 県で予算をとって事業として行うのであれば、現在のような形でなく第三者機関の評価も大切である。
 - 東京の台東区では、中学校には吹奏楽部しかなく、地域の指導者がオーケストラの指導をやっている例がある。
 - 若者だけでなく、定年退職している教養や経験、哲学をもった人たちを取り入れていくこともひとつ的方法だと思う。人材バンクの中に、年齢や性別、国籍にとらわれず、幅広い人の御協力を願うというのもよいだろう。
 - いろいろなニーズをもった子どもたちがいるので、学校だけでなく地域ぐるみで進めていくことが大事。校種を超えて連携していくことを考えている地域もある。
 - 忙しい先生方が大事な授業に集中できるように、支援することができる環境を作っていく。学校を応援しやすいようにガイドラインを作るはどうだろうか。
 - コミュニティの推進室というものを作り、「三道鼎立」の理念を取り入れるために、展示でそれらを示し、その部屋を授業等で活用するはどうか。
 - ・ 部活動推進事業で、学校単位ではなく地域単位で指導者がいる形にするために、大学生の地域貢献を大事にしている。
 - ・ 外部指導者への謝金を出している例もある。ボランティアには、交通費を出すことができるよう预算をとっている。
 - ・ 部活動で地域の学校が一緒になってやっている競技もある。
 - ・ 「静岡らしさ」という部分を大事にしていく。国で進めている教育再生実行会議の提言に全校配置を盛り込んでいく予定だが、しづおか型というのは、静岡県の実情にあった形で進めていきたい。「トップダウン」ではなく、「ボトムアップ」で進めていく。

5 来年度に向けて

- ・ 取りまとめられた提言を地域とともにある学校づくりに向けた各施策の推進に生かしていく。
- ・ 本委員会での議論を踏まえ、来年度以降、コミュニティ・スクール取組の調査研究を行う。

児童生徒の安全に関する緊急確認調査について

(高校教育課・義務教育課・特別支援教育課)

1 目的

川崎市で発生した中学1年生殺人事件の被害生徒と同様の危機にさらされている可能性のある児童生徒を的確に把握するとともに、組織として緊急に対応する。

2 調査対象児童生徒

指定都市を除く公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に在籍する生徒であって、次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 2月27日時点で、学校において7日間（授業日）以上連続して連絡が取れず、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの（類型1）
- (2) (1)に該当するもののほか、学校外の集団（成人が主たる構成員であると思われるものを含む。）との関わりの中で、その生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの（類型2）

3 調査結果

区分	類型1	類型2	計
小学校	2（男子1、女子1）	0	2
中学校	6（男子4、女子2）	7（男子5、女子2）	13
高等学校	2（男子1、女子1）	0	2
特別支援学校	0	0	0
合計	10（男子6、女子4）	7（男子5、女子2）	17

4 対象児童生徒の状況

(1) 類型1で報告された児童生徒の状況

- ・いずれも不登校の児童生徒であり、学校が継続的に家庭連絡や家庭訪問を繰り返しているが、当該児童生徒と直接会うことができていない事案である。
- ・兄弟姉妹や保護者から間接的に状況を把握することができているが、中には保護者が学校からの連絡や当該児童生徒に会うことを拒否している事案もあり、学校は虐待（ネグレクト）を心配している。
- ・児童相談所、当該市町福祉部局、警察（サポートセンター）等と連携して対応している。

(2) 類型2で報告された児童生徒の状況

- ・いずれも非行傾向のある生徒であり、家庭的な問題（放任・独り親家庭など）が背景にあり、家出や深夜徘徊を容易にできる環境下にいる。
- ・LINE等のソーシャルネットワークサービスで、他校生徒や異年齢層との交友関係がある状況下で、過去に窃盗、無免許運転、不健全性行為等の問題行動を起こし、警察に補導された経験があるため、学校は当該生徒が交友関係の中で被害に遭うことを心配している。
- ・いずれも警察と連携して対応している。

5 課題

- ・関係機関と連携して対応しているが、家庭環境の改善がなかなか図られない傾向がある。
- ・ソーシャルネットワークサービスを介した交友関係を学校は十分把握することができないため、教員が校外で起きる交友関係のトラブルを未然防止することが困難である。

6 今後の方針

- ・不登校や非行傾向のある児童生徒に対し、引き続き家庭連絡や家庭訪問を継続し、安全確認に努めるよう指導する。
- ・警察や児童相談所等と情報を共有し、関係機関と連携した組織的な対応を一層強化する。

静岡県指定文化財の指定等について

(文化財保護課)

1 概 要

静岡県教育委員会は、平成27年2月27日（金）に開催された静岡県文化財保護審議会の答申を受け、下記の県指定有形文化財の指定及び指定解除を決定し、平成27年3月13日付けで告示した。

今回の指定等により、県指定文化財の総数は545件となった。

2 県指定有形文化財の指定

- (1) 種 別 有形文化財(工芸)
- (2) 名 称 三十六歌仙図刺繡額
- (3) 品 数 12面 (各 50.4×85.7cm)
- (4) 内 容

三十六歌仙の姿を絹に刺繡で表し額装したもので、各額面に三人、全十二面から構成される刺繡額である。

刺繡額は江戸時代初期に、三嶋大社に扁額として奉納されたもので、装束や衣文などは当時の特徴的な刺繡表現によって有職に従って表現され、各歌仙図には「願主 養珠院」と刺繡されている。

江戸時代初期の柔らかな色彩をよく残し、絵画部分、刺繡部分の製作技術が高い。

また、全ての歌仙額が伝存することから、資料的な価値も高い。

- (5) 所 在 地 三島市大宮町2-1-5
- (6) 所 有 者 宗教法人 三嶋大社
- (7) 公 開 三嶋大社宝物館において、常時3~4面を展示公開している。

3 県指定有形文化財の指定解除

- (1) 種 別 有形文化財(工芸)
- (2) 対 象 刀剣類 20振、太刀 こしらえ 1腰 こし
- (3) 解除理由 県外に所在が移転したことを確認したため。

報告事項【情報提供】<配付のみ>
(件名)

平成27年3月16日

「『学校へ行こう』プロジェクト 定期訪問への同行」実績報告

(教育総務課)

1 概要

教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を除く）に勤務する職員が、問題意識や研究テーマを持って、特別支援教育課、教育事務所及び総合教育センターによる定期訪問に同行し、学校教育の現状に対する理解を深めることで、現場を重視した教育施策の立案や推進に資する。

2 実績

事務局等職員222名が、小学校55校、中学校43校、高等学校88校、特別支援学校36校への定期訪問に同行した。

実際に現場を訪問し、教育活動を参観したり、施設を見学したりする中で、児童生徒や教職員の生の声に直接耳を傾けることにより、日頃の仕事の成果を確認するとともに、現場を重視した教育施策を立案・推進していく上で参考となる情報を得た。

同行訪問後の感想も、本プロジェクトの意義を肯定的に捉える声が多数を占めており、特に、これまで授業を参観する機会がほとんど無かった行政職員にとっては、自分の業務が教育活動を支えていることを自分の目で確認できる、極めて有意義な体験となったことが見て取れる。

なお、同行者の具体的な意見、提言、感想等は別紙のとおり。

【実績】

同行先	同行者数	教育職員	行政職員	
			義務籍	高校籍
小学校	55	16	8	8
中学校	43	15	7	8
高等学校	88	35	4	31
特別支援学校	36	3	2	1
合計	222	69	21	48
				153

3 今後の展開

(1) 情報等の共有

同行者からの意見、提言、感想等を集約し、学校、学校3課、教育事務所、総合教育センターに情報提供する。

学校3課に対しては教育施策の立案・推進に、教育事務所及び総合教育センターに対しては定期訪問の充実に、それぞれ活用するよう要請する。

(2) プロジェクトの継続

本プロジェクトの意義を認め、継続を求める意見が多い一方、学校や教育事務所及び総合教育センターの負担を心配する声もあることから、平成27年度においては、新規異動者に対して継続実施する。

具体的には、対象を「平成26年度人事異動により新たに事務局等へ配置された職員及び希望者」に限定し、特に教育職員については、本籍以外の校種を訪問するものとする。

(件名)

平成 27 年度教職員研修の変更点

(教育政策課)

1 静岡県教職員研修指針の見直し

静岡県教育振興基本計画「有徳の人」づくりアクションプラン第2期計画策定（平成 26 年 3 月）に連動して静岡県教職員研修指針を弾力的に見直し、平成 27 年度末にリーフレットにまとめ全職員に配布する予定である。

2 定期訪問について

- 定期訪問は、「学校の指導力向上支援」「市町教委の自立支援」をねらいとし、「学校支援計画調書」を踏まえつつ実施する。
- 学習指導要領の趣旨の下、各学校の主体性を生かし、指導主事による専門的・技術的な指導と助言を行うことを通じて、学校全体の授業力向上、校内研修の活性化及び学校における教育力の向上に向けた支援を行う。
- 上記の趣旨に合わせ、平成 27 年度より、中心授業は訪問する指導主事が担当する教科で行うこととする。（平成 26 年度は、「定期訪問」での中心授業を 5 年経験者研修対象者による校内研修の機会にあてることができた。）

3 教職員研修について

No.	対象となる研修 (担当課)	27 年度		26 年度
		研修目的	対象	研修内容
1	新任指導主事研修会 【教育総務課】	新規 初めて学校支援を担当する指導主事の力量向上を図る。	市町教育委員会学校指導担当部署 指導主事《希望》、県教育委員会初年度指導主事《悉皆》	
2	発達障害の理解・支援のための指導主事研修会 【教育総務課】	新規 指導主事が発達障害に対する理解を深めることで、自らが行う支援の質の向上を図る。	市町教育委員会《希望》、県教育委員会指導主事等	
3	マネジメント研修 【総合教育センター】	新規 それぞれの校種の中堅職員が同じ場で研修を行うことにより、より効果的な研修を行う。	推薦：小・中・高・特・事務の教職員 同日実施	「小・中」、「高・特」、「事務」他日開催
4	レッツ連携！幼稚園・保育所等と小学校研修 【総合教育センター】	新規 互いの連携の必要性の理解を深め、現状より一歩進んだ連携が図られるようにする。	小・幼・保・認定こども園の教職員	

5	小中学校における情報モラル教育実践研修 【総合教育センター】	新規 情報活用に伴うトラブルが低年齢化している現状に対応するため、情報モラル教育についての指導力向上を図る。	小・中・特の教員	
6	県立高等学校非常勤講師等研修会 【総合教育センター】	新規 学習指導要領の内容や授業の基礎技術など授業づくりの基本を理解し、教科指導力の向上を図るとともに、教育に携わる者として生徒との望ましい人間関係の在り方やコミュニケーションの図り方等について認識を深めることで、非常勤講師の教科指導力等の向上を図る。	各県立高等学校 1名程度	
7	進学指導のための指導力向上研修 (国語) (数学) (英語) 【総合教育センター】	新規 授業における発問やテスト問題作成の在り方などについて、大学進学を意識した具体的な指導の方策を検討し、生徒の主体性を高めて進路実現に資するための教員の教科指導力の向上を図る。	推薦：高等学校	
8	高等学校数学科授業づくり基礎研修－主体性を育むための授業づくり－ 【総合教育センター】	新規 高等学校数学科における「確かな学力」の育成に効果的な指導方法や授業づくりの視点を学び、教科指導力や授業構想力の向上を図る。	高、特の教員	
9	明日から使える学校カウンセリングの技法 【総合教育センター】	新規 実践的な学校カウンセリングの技法を学ぶことによって、生徒や保護者と教育相談を行う上での資質向上を図る。	幼・小・中・高・特の教員	
10	特別支援教育研修：授業づくりⅠ 【総合教育センター】	拡大 領域・教科を合わせた指導に関する基礎的知識を身に付け、実践的な指導力を養う。	幼・小・中・高・特の教員	評価が高く、ニーズも高いため、定員を増加 80→150
11	特別支援教育研修：認知特性に配慮した学習指導 【総合教育センター】	拡大 学習につまずきのある子どもに関する知識・技能を身に付け、学習支援に関する実践的な指導力を養う。	幼・小・中・高・特の教員	評価が高く、ニーズも高いためセンター、東部会場の2会場で実施

家庭教育ワークシート「つながるシート」の追加

(社会教育課)

1 趣 旨

乳幼児期の親や中高年の子育て支援者が、つながる機会が増えたり、子育てや家庭教育についての学びが充実したりすることで、親の孤立化を防ぎ、親の悩みや不安を軽減するため、乳幼児版及びシニア版のワークシートを追加した。

また、中・高・大学生等が、将来、自分が親になることについて考えたり、親になりたいと思う気持ちを高めたりするため、未来の子育て世代版のワークシートを追加した。

2 経 緯

(1) 平成 25 年度幼児版・小学生版・中学生版家庭教育ワークシートの作成

(2) 平成 26 年度未来の子育て世代版、乳幼児版、シニア版家庭教育ワークシートの追加

ア 家庭教育支援推進部会の組織

学識者、保育園長、公民館職員、子育て支援センター職員、子育て支援 NPO 代表、指導主事、こども未来課長、社会教育課長

イ 推進部会の内容

年 3 回の推進部会を実施し、すべての保護者が安心して家庭教育が行えるように、家庭教育ワークシートの追加を検討。保護者の実態を踏まえたシートの作成や活用の場等の意見を参考に家庭教育ワークシートを作成。

3 シート一覧

対象	項目	内 容
て 来 世 未 代 の 版 子 育	親の心	親になったらしたいこと（親の立場で考える）
	家族観	未来の家族（結婚観、家族観を育む）
	子育て環境	人口減少を考えよう（出産・子育て環境を考える）
	命の尊厳	赤ちゃんポストって何？（命の尊さを理解する）
乳 幼 児 版	親の心構え	楽しみながら子育て！（ストレス対処法を知る）
	家族の理解	パパありがとう（夫婦・家族の子育て）
	親の心構え	比べないで、ぼくのことわたしのこと（個人差を理解する）
	子育て環境	パパも子育て（お父さんの子育て）※すべての世代の父親対象
シ ニ ア 版	声の掛け方	地域の子どもに声を掛けよう（地域の子どもとの関わり方を考える）
	ほめ方、叱り方	ほめよう、叱ろう地域の子ども（子どもの心をつかむ）
	子育てのギャップ	今どきの子育て（現代の子育て事情の理解）
	祖父母の心構え	初孫が生まれます！（母親と子どもの成長を見守る）

4 今後の取組

- (1) 作成したワークシートはホームページでデータ配信し、広報用リーフレットを各市町教育委員会、保育園、中学校、高等学校、大学、特別支援学校、公民館、子育て支援センター等に配布する。
- (2) ワークシートを使った意見交換会を進行する家庭教育支援員を養成する。
- (3) 更なるワークシートの追加は、必要に応じ、現在のカテゴリー内に作成する。

報告事項【情報提供】<配付のみ>
(件名)

平成27年3月16日

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の
権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則の制定

(文化財保護課)

1 改正理由

「静岡県事務処理の特例に関する条例」における「別表第2」の項目番号が改正されることに伴い、静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則第3条を改正する。

2 改正規則新旧対照表

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則
静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための静岡県教育委員会の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後
第3条 次の表の中欄に掲げる事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を除くものとする。		第3条 次の表の中欄に掲げる事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を除くものとする。
1 特例条例別表第2の <u>3の</u> <u>2の項(4)</u> に掲げる事務	(略)	1 特例条例別表第2の <u>3の</u> <u>4の項(1)</u> に掲げる事務
2 特例条例別表第2の <u>3の</u> <u>2の項(3)</u> に掲げる事務	(略)	2 特例条例別表第2の <u>3の</u> <u>4の項(2)</u> に掲げる事務

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

ユニバーサルデザインに関するリーフレット配付について

(総合教育センター)

1 概要

インクルーシブ教育システム*の構築に向け、県内の小学校及び中学校、高等学校の現状を調査し、教育現場に適合したユニバーサルデザインの考え方を活用した「生活づくり」と「授業づくり」のモデルを構築し、手引きとなるリーフレットを作成した。それを全教職員に配布し、啓発と活用に努める。

2 目的

小学校及び中学校、高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒を包括する支援の考え方として、ユニバーサルデザインの考え方を生かした「生活づくり」と「授業づくり」をすることで、指導・支援の改善・充実を図る。

3 経緯

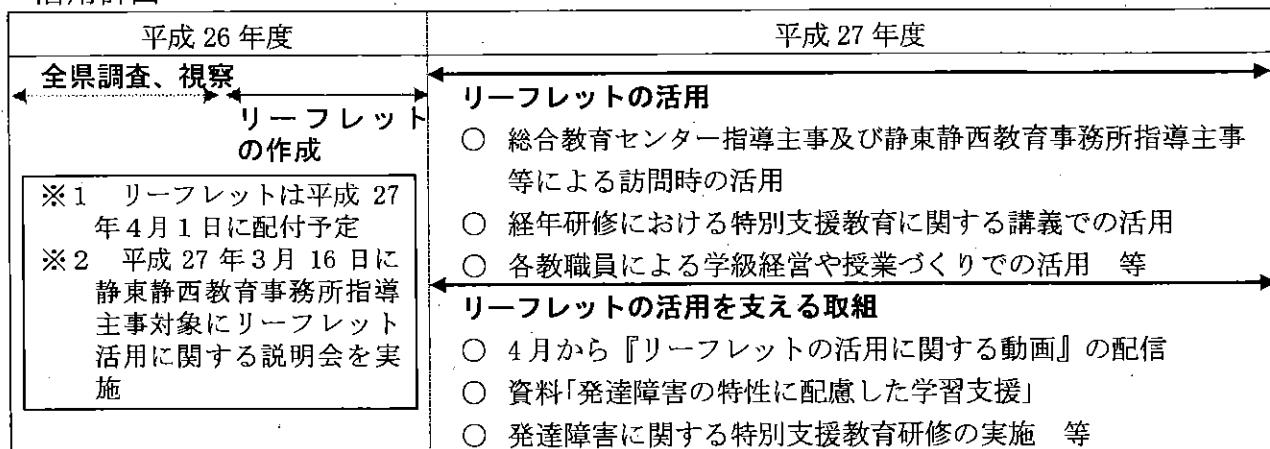
静岡県内の小学校及び中学校、高等学校の今日的な課題として、発達障害等のある児童生徒に対する指導・支援方法の開発が求められている。このことから、当センターではユニバーサルデザインの考え方を活用した指導・支援方法の確立に向け、研究を行っている。

4 配付及び活用計画

(1) 配付先

平成 27 年度静岡県公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校
全教職員
政令市、私立小・中学校及び高等学校
県教育委員会、市町教育委員会、政令市教育委員会

(2) 活用計画



5 リーフレット活用に関する効果の展望

短期的には、研究の成果物であるリーフレットを活用した指導や研修を通して、教職員の意識改革を促進しつつ具体的な指導・支援方法の提案を行う。長期的には、小学校及び中学校、高等学校における発達障害等の特別な支援を要する児童生徒に対する適切な指導・支援方法や学級経営の確立、授業改善を目指す。

6 その他

担当 専門支援課特別支援班 (連絡先 0537-24-9736)

*インクルーシブ教育システム：障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

報告事項【情報提供】<配付のみ>

平成 27 年 3 月 16 日

(件名)

平成 27 年 4 月の主要行事予定

(教育総務課)

日 時	行 事 名	会 場 等
4 / 2 (木) 13:00～ 14:30～	◎教育行政の基本方針等連絡会議 ◎教育委員会定例会（4月第1回）	県庁本館 4 階特別会議室 県庁西館 8 階教育委員会議室
4 / 20 (月) 13:00～	◎教育委員会定例会（4月第2回）	県庁西館 8 階教育委員会議室

◎ 全委員 ☆委員長のみ ○該当委員のみ